

令和6年5月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月10日（金） 午後1時30分から午後2時16分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 中会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（9名）

会 長	1 番	有働憲一				
会長代理者	2 番	金栗孝義				
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志
	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番	中畑昇
	※6 番：欠番					
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）
11 番 池田勝美
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（12名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	福山修	浦部俊一	井島武士
竹下孝昭	有富博明	落合修	石原寛之	吉永剛		
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（4名）
深草哲夫 中嶋孝 山下栄次 牛島宣雄
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可があった農地の（事業計画変更）承認申請について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	令和6年度農作業等標準労働賃金について
報告第1号	あっせん譲受等候補者名簿について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2名）

事務局長	中山 寛久（兼庶務係長）
主事	泉 光星
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（1名）
会計年度任用職員 中嶋 康文

事務局	中山	1 開 会 定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。 まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和6年5月和水町農業委員会総会を開会します。 2 会議成立宣言 本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。 3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。
会長	有働	みなさん、改めまして「こんにちは。」 今年は天気が不安定で、安定しない日が続いています。いろいろな作物の生育に影響が出ているという話を聞いています。先日開催されました、荒尾・玉名地区の会長会においても、雨の影響で生育が悪化し、減収していると嘆いておられる方もいました。 さて、米を作っている農家は、これから苗床の準備、田植の準備と忙しい時期が来ますので、健康には充分注意して農作業に頑張ってもらいたいと思います。 それから、農林振興課から、「地域計画の話し合いへの出席をお願いします」という通知が来ていると思いますが、ご協力方よろしくをお願いします。 本日は、5月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。
事務局	中山	有働会長、どうもありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。
議長	有働	4 議事録署名人の指名 議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、7番高木委員と8番池田弘昭委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。 速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。
事務局	泉	5 議事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の所有権移転の申請が1件申請されています。 当事者及び土地の所在地については、議案の1ページをご覧ください。 所有権移転の整理番号1 愛知県犬山市の譲渡人から福岡県大牟田市の譲受人へ（売買） 譲受人は、現在、大牟田市に居住されていますが、空き家バンクを利用し、和水町の空き家を購入され、隣接する申請地にて農業に従事されるものです。営農経験はありませんが、農機具等については、近隣農家の方から借りる等、近隣農家との

連携も既に取りられており、近いうちに、妻と子供さんと一緒に転入予定となっています。

この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第１号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第１号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第１号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」

農地法第５条の規定による農地の転用許可申請が２件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案の２ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号１ 露天資材置場（所有権移転）

高野及び玉名市の譲渡人から高野の譲受人へ売買による所有権移転で、露天資材置場への転用許可申請の案件となります。

申請地は高野地内の農地であり、申請人の自宅の隣接地になります。

経営されている会社の経営規模拡大に伴い、既存の資材置場では手狭になったため、新たな資材置場の確保を検討され、利便性や作業効率から見て、今回申請地である農地を資材置場へ転用される計画です。

なお、この申請地については、既に農地の一部が資材置場となっており、追認案件となり、始末書が添付されております。

この転用に係る給排水計画について、転用目的が資材置場のため給水は計画されていません。

また、汚水の発生もありません。雨水については自然浸透とし、余水は隣接する既存の排水路に接続して排水される計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第１種農地」に該当しますが、「居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、例外

的に許可をすることができる農地であると考えられ、申請地の他には適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は自己労力により整地等をされますが、自己資金を「残高証明書」で確認したところ何ら問題はないと思われます。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和6年9月末日までに工事完了予定であり問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、計画面積から判断すると妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
続いて、整理番号2について説明します。

整理番号2 事務所及び駐車場（賃貸借権設定）

原口の譲渡人から萩原の譲受人へ、賃貸借権の設定により事務所及び駐車場へ転用される計画の案件となります。

申請地は原口地内にある農地で、借受法人の代表者が所有されている農地です。

借受法人は、現在の事務所が手狭となったため、法人代表者が所有する申請地を、事務所等移転用地として申請されるものです。賃貸借権を設定の上、法人事務所を建築し、併せて駐車場として利用されます。

給排水計画について、給水はボーリングによる井戸を計画されており、生活雑排水や汚水等の排水については、合併浄化槽で処理した上水を道路側溝に排水される計画です。

雨水については敷地内に枡を設け、隣接する道路側溝に排水される計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は現在「農振農用地」ではありませんが、5月下旬頃の農業振興地域整備計画の見直しにより農振農用地から除外され、除外後は「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、申請地の他に適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、自己資金を「残高証明書」により確認したところ事業費を上回っており、何ら問題はないと思われます。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和7年3月末日までに工事完了予定であり、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事務所や駐車場、重機置場等の利用計画から判断すると、妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

また、隣接地の地権者の方には、事前に転用についての同意を得られています。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号整理番号1について、9番山崎委員の報告をお願いします。

9 番山崎委員

整理番号 1 について、9 番山崎が報告します。

4 月 26 日の午後 1 時 30 分に、私と有働会長、事務局員 2 名の合計 4 名で現地確認を行いました。

申請地は、高野地内の農地で、申請地周辺は畑が広がっていました。

申請地は、現時点で、一部はすでに資材置場となっていました。

申請者の住居の隣接地であり、申請者が経営する会社の資材置場として利用したいとのことでした。

生活雑排水は、転用目的が資材置場のため発生しません。

雨水については自然浸透とし、余水については隣接する排水路へ接続される計画でした。

周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。

ただし、隣接する農地に砂利等の資材が侵入しないように対策を施す必要はあると思われますので、事務局に指導するよう指示を行いました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

続いて整理番号 2 について、4 番菊川委員の報告をお願いします。

4 番菊川委員

整理番号 2 について、4 番菊川が報告します。

4 月 26 日の午前 9 時に、私と樋口推進委員、事務局員 2 名の合計 4 名で現地確認を行いました。

申請地は、原口地区にある農地で、周辺は畑が広がっており、住宅が点在している場所でした。

申請地は、申請者の住居のすぐ側にある農地であり、申請者が経営する会社の事務用地のとして利用したいとのことでした。

給排水について、給水方法はボーリングによる井戸を計画されているようです。

排水方法について、雨水は敷地内に枡を設け道路側溝に流し、生活雑排水や汚水は、合併浄化槽により処理し上水を道路側溝に排水される計画とのことでした。

周辺農地への日照、通風など、影響は無いと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第 2 号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可があった農地の（事業計画変更）承認申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号「農地法第5条の規定による許可があった農地の（事業計画変更）承認申請について」

整理番号1 住宅用地から貸露天資材置場

農地法第5条の規定による農地の転用許可を受けていた事業計画の、変更承認申請が1件提出されています。

申請人及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。

申請添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

申請地は、原口地内にある申請人の住居に隣接する農地です。

当初、息子夫婦の住宅用地として転用許可を受けていましたが、許可を受けた後、息子の転勤による県外への転出や、埋め立て後も地盤の安定が見られない等の理由により、住宅建築の着工ができなくなりました。息子の帰熊の目途も立てられないため、用途を貸露天資材置場に変更し活用される計画です。なお、町内の建設業者と、資材置場の貸借についての話を既に進められており、許可を受けた後は、速やかに事業計画の変更に着手される予定です。

給排水計画について、給水は転用目的が露天資材置場のため計画されておりません。排水について、雨水は自然浸透とし、余水は申請地北側道路わきの側溝、川等に接続される計画です。転用目的が資材置場のため、汚水は発生しません。

この転用に係る許可基準に改めて照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当します。事業計画変更ですので、代替性の検討は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」は、事業計画変更であり、資材置場の借り手も決まっているため問題ありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等の周囲への影響はないものと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第3号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第3号整理番号1について、4番菊川委員の報告をお願いします。

4番菊川委員

整理番号1について、4番菊川が報告します。

4月26日の午前9時20分頃に、私と樋口推進委員、事務局員2名の合計4名で現地確認を行いました。

申請地は、原口地内の申請人の住宅のすぐ裏手にある農地でした。

以前は、個人住宅の建築を計画されていましたが、申請人ご家族の都合により、建築作業は行われておらず、埋め立て工事だけが行われている状態でした。

給排水の計画について、給水は転用目的が資材置場のため計画されていません。排水については、雨水は自然浸透とし、余水は隣接する道路わきの側溝等に接続されます。生活雑排水はや汚水は発生せず計画されていません。

また、この計画変更に伴う周辺農地への日照、通風など影響は無いと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

菊川 委員

ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第3号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号については、原案のとおり変更承認相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
なお、賃貸借権設定の整理番号13と14、整理番号15並びに賃貸借権設定（配分計画）の整理番号1から13及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号1は農業委員会の委員が関与される案件です。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第4号「農用地利用集積計画について」
農用地利用集積計画の案件になります。賃貸借権設定の案件が27件、使用貸借権設定の案件が2件、賃貸借権設定（配分計画）の案件が17件、使用貸借権設定（配分計画）の案件が3件、所有権移転の案件が1件提出されています。
これらの計画にかかる貸渡人、借受人、譲渡人、譲受人、土地の所在地等につきましては、議案4ページから15ページをご覧ください。
なお、賃貸借権設定の整理番号13から15、賃貸借権設定（配分計画）の整理番号1から13、使用貸借権設定（配分計画）整理番号1については、農業委員会の委員が関与される案件ですので、まずは、それらを除く案件から説明いたします。
議案の4ページから8ページまでが賃貸借権設定の案件となります。委員の関与がある整理番号13から15除くと案件は24件で、農用地利用集積計画書によりますと、新規設定が19件、再設定が5件となっています。
次に、議案の9ページが使用貸借権設定の案件となります。件数は2件で、農用

地利用集積計画書によりますと、再設定が2件となっています。

次に、議案の10ページから13ページが貸借権設定（配分計画）の案件になります。板楠・上和仁地区で、中間管理機構である熊本県農業公社へ農地を貸し付け、中間管理機構において農地の集積を行い、その後に、地区の中核となる担い手の農家へ配分されるものです。委員の関与がある整理番号1から13を除くと件数は4件で、うち新規が1件、再設定が3件となっています。

次に、議案の14ページが使用貸借権設定（配分計画）の案件になります。

板楠地区の自己所有農地を中間管理機構である熊本県農業公社へ貸し付け、中間管理機構において農地の集積がなされた後、耕作権が自分へ配分されたものです。配分された耕作者の自己所有地につき、中間管理機構との契約は使用貸借となっています。

委員の関与がある整理番号1を除くと件数は2件で、再設定2件となっています。

最後に、議案の15ページが果樹用畑の売買による所有権移転の案件1件になります。

これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」といいます。）」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

賃貸借権設定の整理番号13から15、賃貸借権設定（配分計画）の整理番号1から13、使用貸借権設定（配分計画）の整理番号1を除く、議案第4号農用地利用集積計画の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から説明がありました。

賃貸借権設定の整理番号13から15、賃貸借権設定（配分計画）の1から13、使用貸借権設定（配分計画）の整理番号1を除く議案第4号について、何か質問等がありましたらお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

賃貸借権設定の整理番号13から15、賃貸借権設定（配分計画）の1から13、使用貸借権設定（配分計画）の整理番号1を除く議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、賃貸借権設定の整理番号13から15及び賃貸借権設定（配分計画）の1から13、使用貸借権設定（配分計画）の整理番号1を除く議案第4号について、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、賃貸借権設定の整理番号13と14について審議します。

本案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

——— 関係委員 退室 ———

議長	有働	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１３と１４について説明します。 貸渡人、借受人、土地の所在地等については、議案の６ページをご覧ください。 農用地利用集積計画書によりますと、再設定が２件となっています。 この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１３と１４についての説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局から説明がありました。 議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１３と１４について、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１３と１４について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１３と１４については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。 ——— 関係委員 入室 ———
議長	有働	次に、議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１５について審議します。 本案件は農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。 ——— 関係委員 退室 ——— それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１５について説明いたします。 貸渡人、借受人、土地の所在地等については、議案の６ページをご覧ください。 農用地利用集積計画書によりますと、再設定となっています。 この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１５の説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局から説明がありました。 議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１５について、何か質問等がありましたら

お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１５について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

議案第４号の賃貸借権設定の整理番号１５については、原案のとおり承認することに決定しました。

関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

続いて、議案第４号賃貸借権設定（配分計画）の整理番号１から１３及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１について審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第４号農用地利用集積計画の賃貸借権設定（配分計画）の、整理番号１から１３及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１について説明いたします。

これらの計画に係る貸渡人、借受人及び土地の所在地等については、議案の１０ページから１２ページ及び１４ページにてご確認ください。

これらの計画は、先程も説明しましたように、板橋地区で中間管理権機構である熊本県農業公社へ農地を貸し付け、公社において農地の集積を行い、その後に、地区の中核となる担い手の農家へ配分されたものです。

賃貸借権設定（配分計画）の整理番号１から１３については新規が１件、再設定が１２件となっています。

使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１については再設定１件となっています。

これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

議案第４号の賃貸借権設定（配分計画）の整理番号１から１３及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から説明がありました。

議案第４号の賃貸借権設定（配分計画）の整理番号１から１３及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第４号の賃貸借権設定（配分計画）の整理番号１から１３及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 議案第４号の賃貸借権設定（配分計画）の整理番号１から１３及び使用貸借権設定（配分計画）の整理番号１については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。 —— 関係委員 入室 ——
議長	有働	次に、議案第５号「令和６年度農作業等標準労働賃金について」を議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第５号「令和６年度農作業等標準労働賃金について」 議案第５号「令和６年度農作業等標準労働賃金について」を説明します。 議案１６ページをご覧ください。 農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、目安となる標準額を定めるものです。 参考資料として、１７ページと１８ページには、熊本県の最低賃金や燃料等の価格、近隣町の状況を添付しています。 なお、労働賃金は、当事者同士で対象となる農地の条件等を考慮して、話し合いで決定するのが基本となっております。この農作業等標準労働賃金は、あくまで目安であり、適正な金額を設定していただくための参考金額となりますことを申し添えます。 また、１９ページに和水町の賃借料情報を添付しておりますので併せてご確認ください。 以上で、議案第５号の説明とさせていただきます。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 議案第５号について、何か質問等がありましたらお願いします。 —— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって議案第５号については、原案のとおり決定しました。

事務局 泉

以上で、全ての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

報告第1号「あっせん譲受等候補者名簿について」
総会資料の20ページをご覧ください。

営農の種類にもよりますが、一定以上の経営面積があればあっせん名簿に登録することができ、登録されることで、農地の売買について町が登記手続きを代行したり、売却された地主さんも、所得税の確定申告においては800万円までの譲渡所得が控除されたりと、メリットを受けることができます。

今回は、和水町の農家の方が、議案第4号の売買による所有権移転の案件の農地を取得するにあたり、あっせん名簿への登録の申し出がありましたので報告させていただきます。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 中山

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料21ページをご覧ください。
事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これをもって、令和6年5月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 7 番 _____

署 名 委 員 8 番 _____

議事録調製者 中山 寛久
本誌（表紙除く） 13 頁